

板倉町告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 102 条の規定により、平成 19 年第 3 回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 19 年 11 月 22 日

板倉町長 針ヶ谷 照 夫

1. 日 時 平成 19 年 11 月 26 日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件
 - 1) 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 2) 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - 3) 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
 - 4) 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
 - 5) 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	川 野 辺	達 也	君	3 番	小 森 谷	幸 雄	君
4 番	石 山	徳 司	君	5 番	宇 治 川	利 夫	君
6 番	市 川	初 江	さん	7 番	青 木	秀 夫	君
8 番	野 中	嘉 之	君	9 番	石 山	甚 一 郎	君
1 0 番	秋 山	豊 子	さん	1 1 番	塩 田	俊 一	君
1 2 番	青 木	佳 一	君	1 3 番	川 田	安 司	君
1 4 番	荻 野	美 友	君				

○ 不 応 招 議 員 (1 名)

2 番 延 山 宗 一 君

平成19年第3回板倉町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成19年11月26日(月)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第60号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 4 議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第62号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
日程第 6 議案第63号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
日程第 7 発議第 9号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出について
-

○出席議員(13名)

1番	川野辺 達也 君	3番	小森谷 幸雄 君
4番	石山 徳司 君	5番	宇治川 利夫 君
6番	市川 初江 さん	7番	青木 秀夫 君
8番	野中 嘉之 君	9番	石山 甚一郎 君
10番	秋山 豊子 さん	11番	塩田 俊一 君
12番	青木 佳一 君	13番	川田 安司 君
14番	荻野 美友 君		

○欠席議員(1名)

2番	延山 宗一 君
----	---------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	針ヶ谷 照夫 君
教 育 長	今 村 好市 君
総合政策課長	小野田 吉一 君
生活窓口課長	荒 井 英世 君
健康福祉課長	小野田 国雄 君
建設農政課長	中 里 重義 君
会 計 管 理 者	小 菅 正美 君
教 育 委 員 会 長	田 口 茂 君
農 業 委 員 会 長	中 里 重義 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原光実
書記	石川英之
行政安全 リーダー兼 議会事務局書記	丸山英幸

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（荻野美友君） おはようございます。

ただいまから告示第88号をもって招集されました平成19年第3回板倉町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長あいさつ

○議長（荻野美友君） 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨、申し出がありますので、これを許します。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） おはようございます。板倉町議会第3回臨時会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げますが、議員各位には何かとお忙しい中、本日の臨時会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

現在国のほうにおきましては、平成20年度の予算編成について大詰めの段階を迎えておりますが、私ども地方の最大の関心事というのは、最近顕著になっております地域間格差、あるいは地方財政の疲弊といえますか、そういった状態をどう克服していくか、これにあるわけでございますが、幸い福田内閣におきましては地方重視という、そういった線を打ち出しておりますので、大いに期待をいたしておるところでございます。そうした中であって、目下新たな地方分権改革を推進すべく、地方分権改革推進委員会が発足をいたしまして、いろんな論議が交わされております。あわせまして、第29次の地方制度調査会、こういったものがやはり動き出しております、こういったことにつきましては地方の将来にかかわる大事なことでございますので、大いに注目をしているところでございます。そうした中で、町におきましてもいつも財政面で非常に苦慮しておるわけございまして、これまででも行財政改革を一生懸命頑張ってまいりましたが、また新たに財政改革プランに着手をいたしておるところでございます。この財政改革プランにつきましては、極力厳しい中であって周辺自治体との格差の是正ですが、こういったことを重視いたしまして、今一生懸命取り組んでおるわけでございます。

本日の臨時会につきましては、人事院勧告に伴います一般職等の給与改定ほかも含めまして、4件の議案の提案をさせていただきました。議員各位には、ご検討の上よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○諸般の報告

○議長（荻野美友君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今臨時会に提出されました町長からの議案は4件、議員発議が1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（荻野美友君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

9番 石山 甚一郎 君

10番 秋山 豊子 さん

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（荻野美友君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、11月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、青木秀夫君。

[議会運営委員長（青木秀夫君）登壇]

○議会運営委員長（青木秀夫君） それでは、本臨時会の会期及び議事日程につきましてご報告申し上げます。

本件については、11月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日1日のみといたします。

議事日程ですが、本会議は、議案第60号から議案第63号について提案者から議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。

次に、発議第9号について審議決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

今臨時会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、今臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日の1日間と決定いたしました。

○議案第60号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第62号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について

議案第63号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第3、議案第60号から日程第6、議案第63号までの4件は、人事院給与勧告に伴う条例の一部改正であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号から63号につきまして提案理由の説明を申し上げますが、議案第60号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第62号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について、議案第63号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、以上4件は関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議案第60号から議案第63号につきましては、本年8月8日、人事院から国会及び内閣に対し国家公務員の一般職の給与について官民給与の格差0.35%を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額を引き上げと、子等にかかわる扶養手当の引き上げ、期末勤勉手当については民間支給割合に見合うよう年間0.05月分を引き上げるとした内容の勧告がなされ、閣議決定されたことに伴い、本町におきましてもこれに準じて改正を行おうとするものでございます。

なお、詳細については担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第60号から議案第63号につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、議案第60号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について説明させていただきます。今回の改正では、同じ条文を第1条と第2条に一部改正して、附則で施行期日等を決定するものでございます。まず、第1条でございますが、板倉町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、第10条第3項中で扶養手当を「6,000円」から「6,500円」に改めるものでございます。これに関連し、第11条第3項中では文言を改正して、扶養手当支給額を配偶者の扶養範囲にかかわらず同一にするものでございます。

もうちょっと詳しく説明しますと、職員本人に配偶者がいる場合といない場合があります。いる場合、職員が配偶者を扶養している場合、この場合はこれまでは、子供は一律扶養手当は6,000円でした。それが6,500円になるということです。それから、配偶者がいて配偶者が別に働いていると、扶養でないという職員の子供の扶養手当なのですけれども、この場合はこれまで第1子は6,500円だったのです。第2子以降は6,000円だったのです。この第2子以降も、今度は6,500円になるというものでございます。それから、配偶者がいない場合、死別であるとか離婚であるとか考えられますけれども、その場合には第1子は1万1,000円の扶養手当、これは同じです。第2子以降が6,000円だったのです。ところが、それを6,500円に今回改めるということなのです。ですから、これまで6,000円だったものを配偶者の扶養範囲にかかわらず6,500円に改めるということで、ご理解をいただければというふうに思います。

次に、勤勉手当の関係でございますけれども、第21条第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の77.5」に、また「100分の92.5」を「100分の97.5」に改めるものでございまして、これによりまして勤勉手当を0.05月

引き上げるものでございます。ここで申し上げているのは、本来であれば6月と12月の期末手当で0.025月ずつ引き上げるものなのですが、今回に限ってはまず第1条では0.05月、12月の期末手当で引き上げてもいいよという条文でございます。

続いて、給料表の別表の関係ですけれども、ごらんのように1ページの下段から4ページの上段の表を4ページ上段から6ページ中段のものに、この表そのものを改めるということです。若年層に限定した改定を行い、中高年層については改定を行わないというものです。表が、ページがかわってしまっておりますので、表の比較がしづらいのですが、1級に関しては68までこれ段が、号があるのです。68号全部が引き上げになっています。2級に関しては36号まで、36段までが引き上げになっています。そして、3級に関しては16号までが引き上げになっているという改正でございます。したがって、若年層を中心にしたという改定でございます。

次に、6ページ中段の第2条、第1条と同様に勤勉手当の関係ですけれども、年間に引き上げる0.05月を6月と12月で、0.025月に均等に振り分けるというものでございます。内容に関しましては、「100分の77.5」を「100分の75」に、「100分の97.5」を「100分の95」に改めるものです。

そして、附則といたしまして施行期日等ですけれども、第1項で、この条例は基準日である19年12月1日から施行するものとします。ただし、第2条については平成20年4月1日から施行するものとし、第2項で給与条例の規定を平成19年4月1日にさかのぼり適用するものだということです。ですから、4月にさかのぼって差額分を支給するということです。附則第3項と第4項では、基準日の12月1日以前に職員が異動等で何か給与に関してふつり合い、4項では12月1日以降3月31日までの異動等にあつてふつり合いがあった場合は、町長がそれを調整できるということです。板倉町に関しては、これはないと思います。そして、第5項では改正前の条例に基づいて支給された給与を改正後の給与条例における給与内払いとすると、これ我々も余り意味がわからなかったもので、聞いてみましたら、一たんもらった金を一たんは返還すると、それで新しい給与条例に基づいて支払うのだと、こんなこと今までやっていませんけれども、条例上ではそうだと、その差額を支払うことということになるのです。ですから、その差額以外の分は内払いで支払ったのだというように説明を受けております。そして、第6条は条例施行に必要な事項を規則に委任するという内容のものでございます。

以上で、議案第60号についての説明とさせていただきます。

次に、議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。第1条で、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、第5条第2号中、これは期末手当関係ですが、「100分の232.5」を「100分の237.5」に改めるものでございます。0.05月分を引き上げるというものでございます。

第2条で、第5条第2項中、第1条と同じ期末手当関係の条文ですけれども、「100分の212.5」を「100分の215」に、「100分の237.5」を「100分の235」に改めるものです。これは、0.025月分を6月と12月に均等配分したというものです。これで、第1条で改正する12月分の0.05月を6月と12月に振り分けると、今申し上げたような内容のものです。

附則としましては、この条例は平成19年12月1日から施行することとしますが、第2条については平成20年4月1日から施行するものということです。議案第61号については以上でございます。

次に、議案第62号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正についてご説明申し上げます。まず第1条で、町長、副町長の諸給与条例の一部を次のように改正するもので、第4条第1項中、やはり期末手当についてですが、「100分の232.5」を「100分の237.5」に改めるものです。やはり0.05月分を引き上げるというものでございます。

第2条で、第4条第1項中、これも期末手当で先ほどの条文と同じものですが、「100分の212.5」を「100分の215」に、「100分の237.5」を「100分の235」に改めるという内容のものです。

附則としまして、この条例は平成19年12月1日から施行しますが、第2条の規定については平成20年4月1日から施行するといった内容のものです。

続いて、議案第63号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。第1条ですが、これは教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正するもので、第4条第1項中、期末手当でございますが、「100分の232.5」を「100分の237.5」に改めるものです。やはり0.05月分の引き上げです。

第2条で、第4条第1項中、期末手当で第1条と同一の条文ですが、「100分の212.5」を「100分の215」に、「100分の237.5」を「100分の235」に改めるという内容のものです。

附則としまして、この条例は平成19年12月1日から施行しますが、第2条の規定については平成20年4月1日から施行するといった内容のものです。

以上、一括で説明させていただきましたけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより各議案別に質疑を行います。

日程第3、議案第60号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結します。

これより議案第60号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。
これより議案第61号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（荻野美友君） 挙手全員であります。
よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第62号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。
これより議案第62号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（荻野美友君） 挙手全員であります。
よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第63号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。
これより議案第63号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（荻野美友君） 挙手全員であります。
よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○発議第9号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出について

○議長（荻野美友君） 日程第7、発議第9号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に提出された意見書を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

意見書の内容は、議員各位にも十分理解されるものであり、会議規則第38条第2項の規定により説明を省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより発議第9号について採決いたします。

本案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員です。

よって、発議第9号は可決されました。

○町長あいさつ

○議長（荻野美友君） 以上で議事のすべてを終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 板倉町議会第3回の臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

ただいまは、お願いいたしました議案第60号ないし63号の4件につきまして、いずれも原案どおりご決定いただきまして大変ありがとうございました。なお、この差額分につきましては12月の定例会でお願いすることになりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、ただいま議会の発議ということで、道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出をということでご決定いただきました。これも大変ありがたく私ども思っておるわけでございます。と申し上げますのも地方にとりましては、これは貴重な財源でございまして、例えば板倉町におきましても、この道路特定財源の税収が約1億9,000万ほどあるわけでございますし、また一番心配しております暫定税率によるかさ上げ分、これが8,000万あるわけでございますので、これがなくなりますと非常に町にとっては厳しい状況になりますので、今地方を挙げて、これを何とか阻止しようということ頑張っておりますので、大変ありがたく思っておるわけでございます。いずれにしましても、厳しい財政状況が続く昨今でございますので、いろいろとこれからも努力をしなければならないというふうを考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、4件につきましてご決定いただきましたことを重ねて御礼申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（荻野美友君） 以上をもちまして平成19年第3回板倉町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時31分）